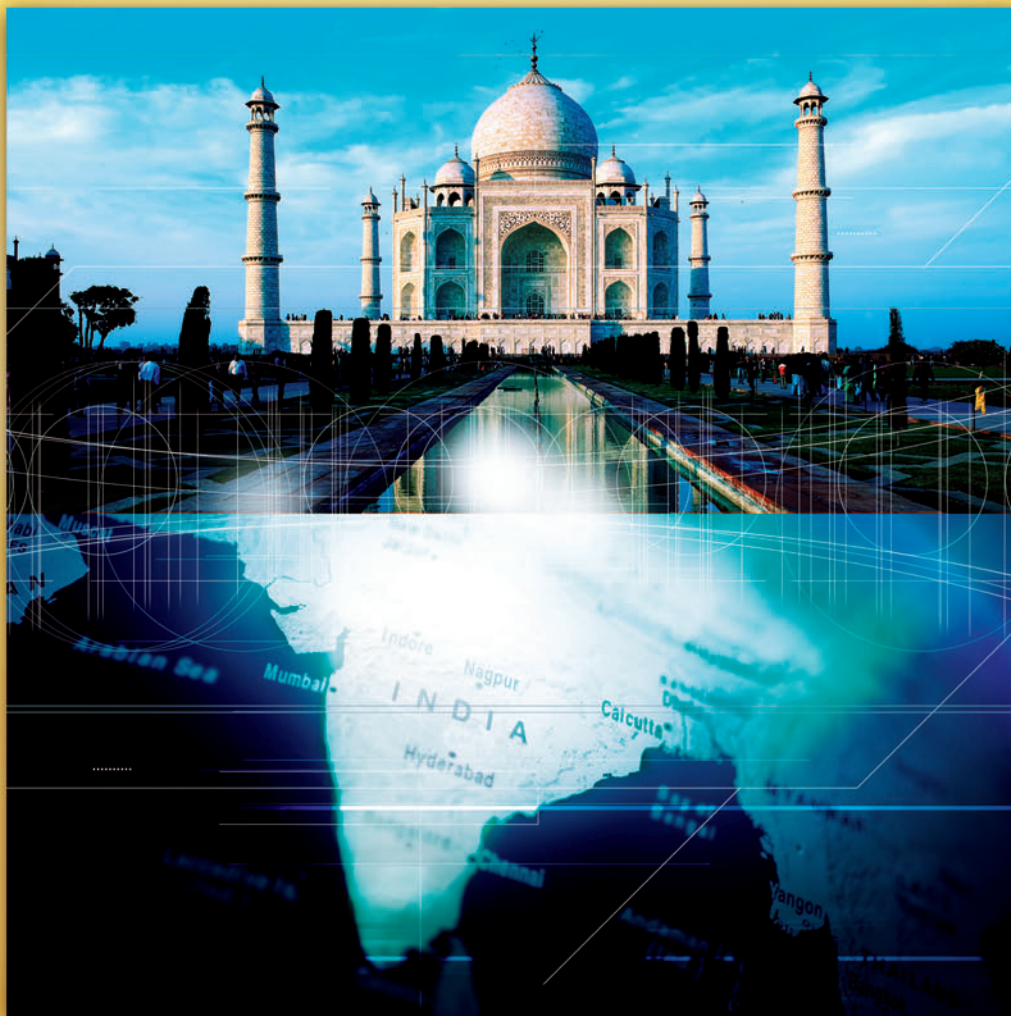


販売用資料  
2011年11月

# 野村インド債券ファンド

## (毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



※イラストはイメージであり、実際の地理的位置を正確に示したものではありません。

### 当ファンドの投資リスク

ファンドのリスクは下記に限定されません。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等に実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は


**広島銀行**

商号：株式会社広島銀行  
登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号  
加入協会：日本証券業協会／  
社団法人金融先物取引業協会

設定・運用は


**野村アセットマネジメント**

商号：野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
加入協会：社団法人投資信託協会／  
社団法人日本証券投資顧問業協会



## ファンドの特色



特色  
1

**インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券<sup>※1</sup>を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。**

※1 インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託証券を含みます。

特色  
2

**インド関連の発行体<sup>※2</sup>が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行ないます。**

※2 インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体(アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。)のことを指します。

- ◆ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ◆ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券<sup>※3</sup>の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

※3 別に定める投資信託証券(2011年11月4日現在)

● **インド現地通貨建債券マザーファンド**

(委託会社:野村アセットマネジメント株式会社、投資顧問会社:ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)

主要投資対象:インド関連の発行体が発行するインドルピー建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

\*外国機関投資家がインドの債券市場においてインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、投資ライセンスを取得する必要があります。ファンドは、インドルピー建ての公社債を主要投資対象としますので、上記理由により、組み入れには時間を要します。そのため、当面は、短期金融商品等への投資が中心となります。なお、投資ライセンス取得後は、インドルピー建ての公社債への投資を順次開始します。(ただし、実際の組み入れは、資金動向、市況動向、投資環境、投資可能枠の取得状況等によります。)

● **ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)**

(投資顧問会社:ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド、副投資顧問会社:野村アセットマネジメント株式会社、受託会社:グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー)

主要投資対象:インド関連の発行体が発行する米ドル建ての公社債等(国債、ソブリン債(含む国際機関債)、準ソブリン債、社債等)

\*当面は、ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド・クラスINRに主に投資を行ないます。

- ◆ 投資対象とする投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

特色  
3

**原則、毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。**

※初回は2012年1月13日となります。

- ◆ 分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配としない場合があります。

### 分配イメージ

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

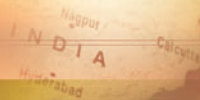
## インドの概要



- ◆面積：約328万平方キロメートル
- ◆人口：約12.1億人
- ◆首都：ニューデリー
- ◆主要言語：連邦公用語はヒンディー語、  
その他に21の言語が公認されている
- ◆1人当たり名目GDP(国内総生産)：約1,371米ドル
- ◆通貨単位：ルピー
- ◆主要産業：農業、工業、鉱業、IT産業



(注) 1人当たり名目GDPは2010年(IMF推定値)。その他については、原則として外務省ホームページ等により2011年9月末現在で確認できたデータを掲載。  
(出所) 外務省ホームページ(2011年9月)、IMF「World Economic Outlook Database, September 2011」等に基づき野村アセットマネジメント作成

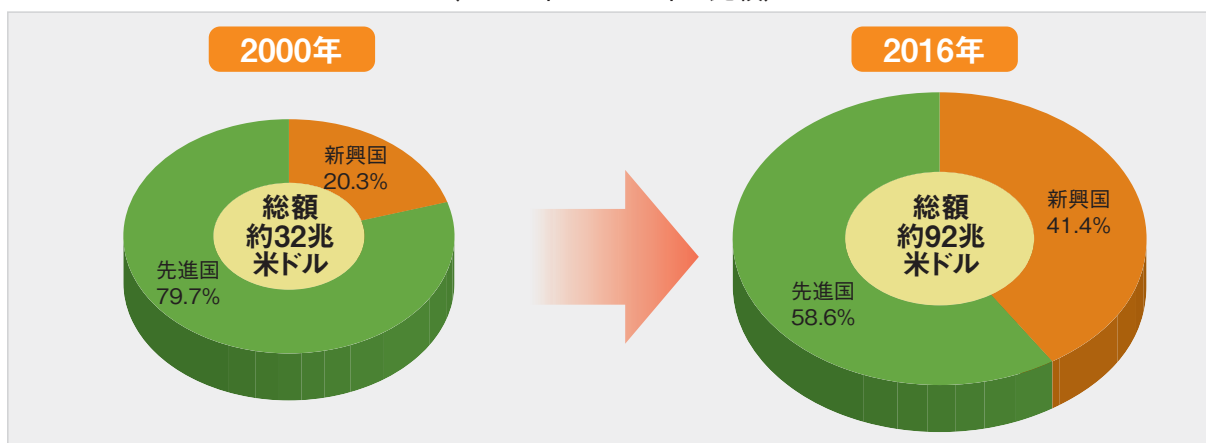


## 世界で存在感が増す新興国

新興国は、相対的に高い経済成長を続けることが予想されており、世界における名目GDP(国内総生産)のシェアは高まると見られています。

### 名目GDPシェアの推移

(2000年と2016年の比較)



(注) 新興国、先進国の定義はIMFによります。IMF推計値含む。2016年はIMF予想値。

\*2010年の世界の名目GDPは約63兆米ドル(新興国34.2%、先進国65.8%)。

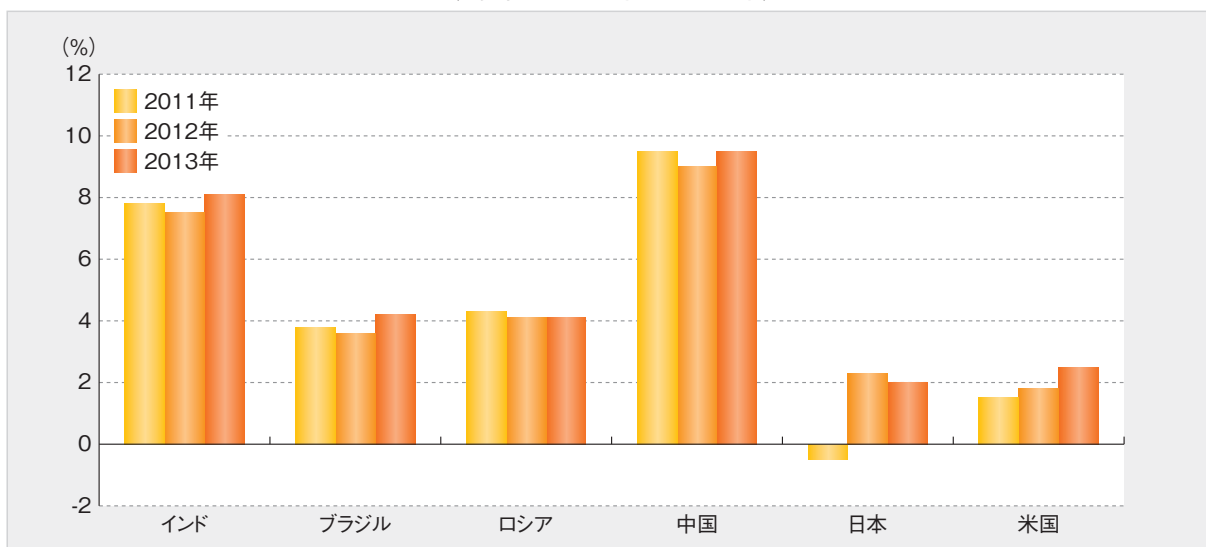
(出所) IMF「World Economic Outlook Database, September 2011」より野村アセットマネジメント作成

## インド経済の見通し

インドの経済(実質GDP)は、2012年は+7.5%、2013年は+8.1%の成長が予想されています。BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)の中でも2番目の経済成長率となっています。

### BRICs各国および日本、米国の実質GDP(国内総生産)成長率予想

(期間: 2011年~2013年)



(注) 数値はIMF予想値。

(出所) IMF「World Economic Outlook Database, September 2011」より野村アセットマネジメント作成

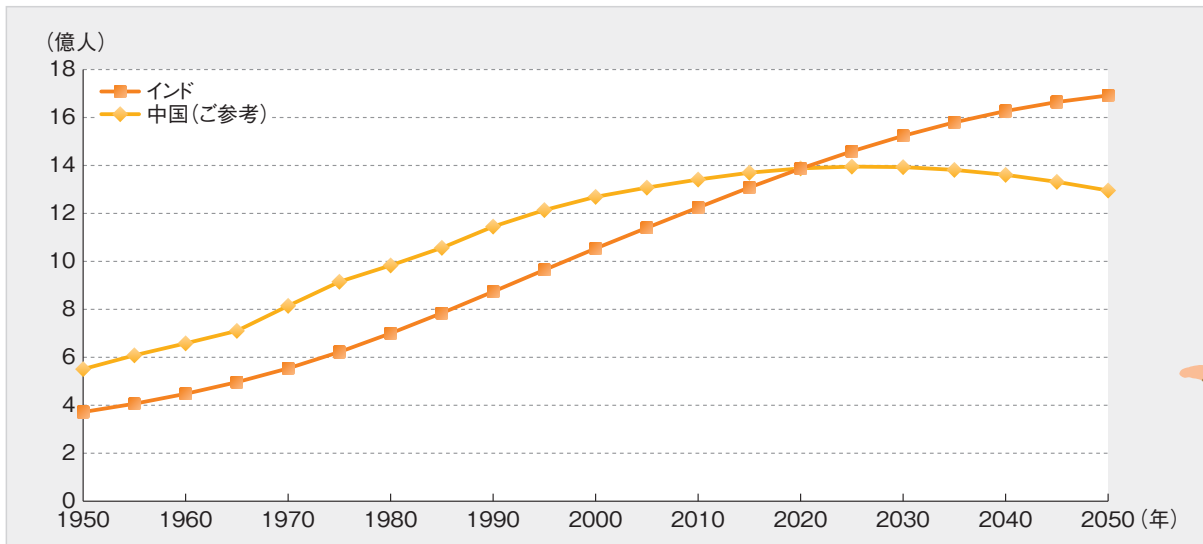
上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## インドの人口

インドの人口は、2025年には約15億人に増加し、中国を抜いて世界第1位になる見通しです。

### インドの人口推移(国連推計)

(期間：1950年～2050年)

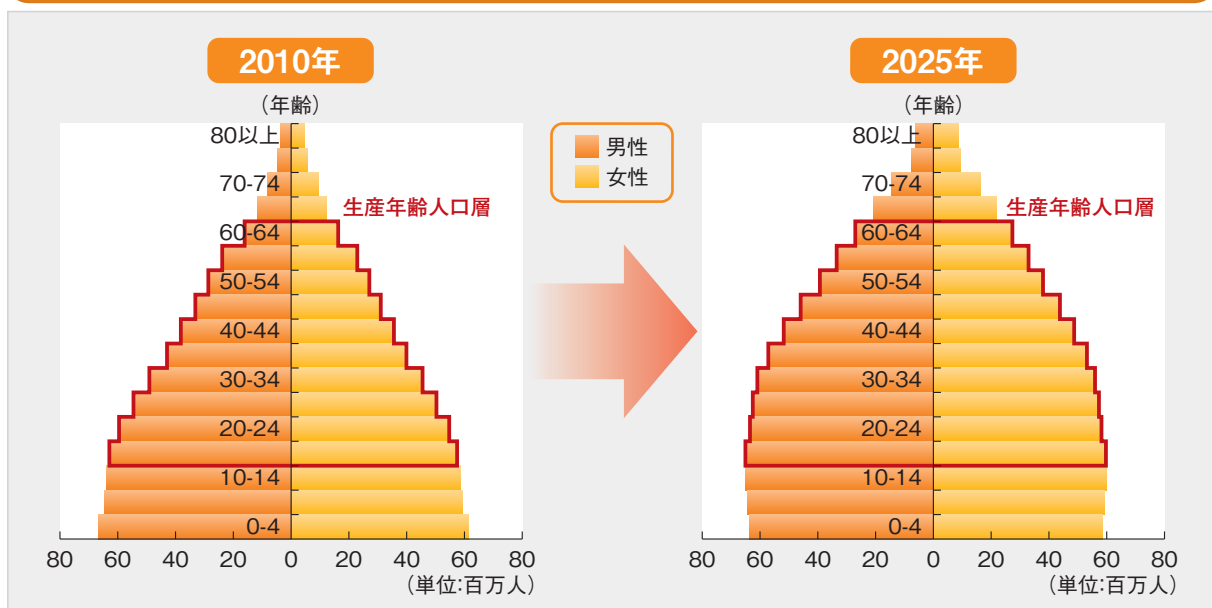


(出所)国連「World Population Prospects:The 2010 Revision」より野村アセットマネジメント作成



インドの人口構成は、生産年齢人口(15～64歳)が増加する見通しであり、労働力人口の増加などを背景に、個人消費を中心とした内需拡大が期待されます。

### インドの人口ピラミッド(国連推計)



(出所)国連「World Population Prospects :The 2010 Revision」より野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

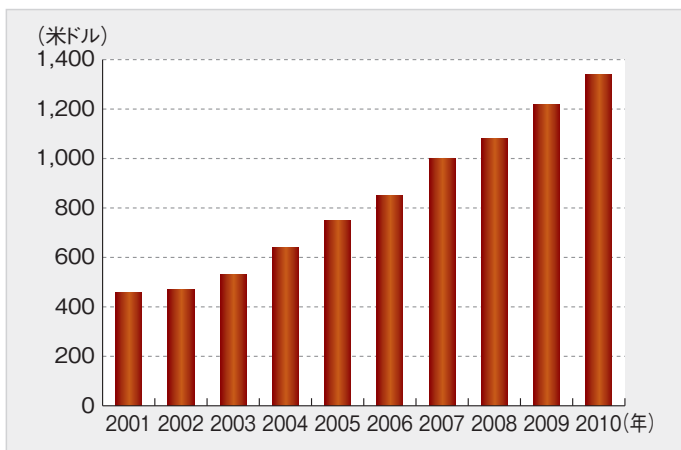


## インドの所得および消費

インドの1人当たりGNI(国民総所得)は経済成長を背景に増加傾向にあり、所得水準の向上を示しています。自動車販売台数は、2010年は2009年実績を上回り、概ね増加傾向にあります。

### インドの1人当たりGNIの推移

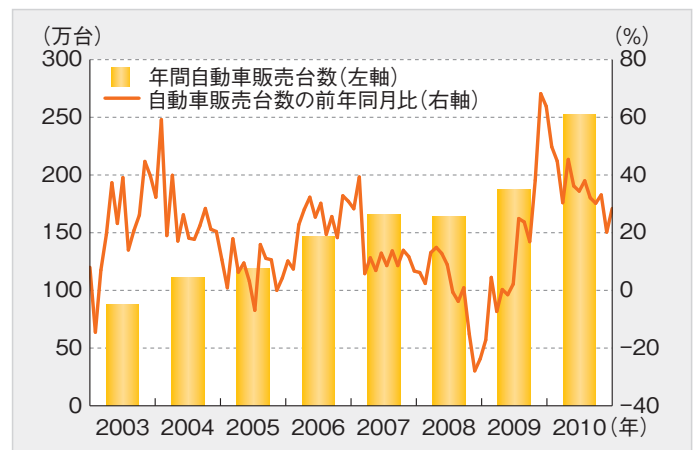
(期間：2001年～2010年)



(出所)世界銀行「World Development Indicators (WDI)」データより  
野村アセットマネジメント作成

### インド国内における自動車販売台数の推移

(期間：2003年～2010年)



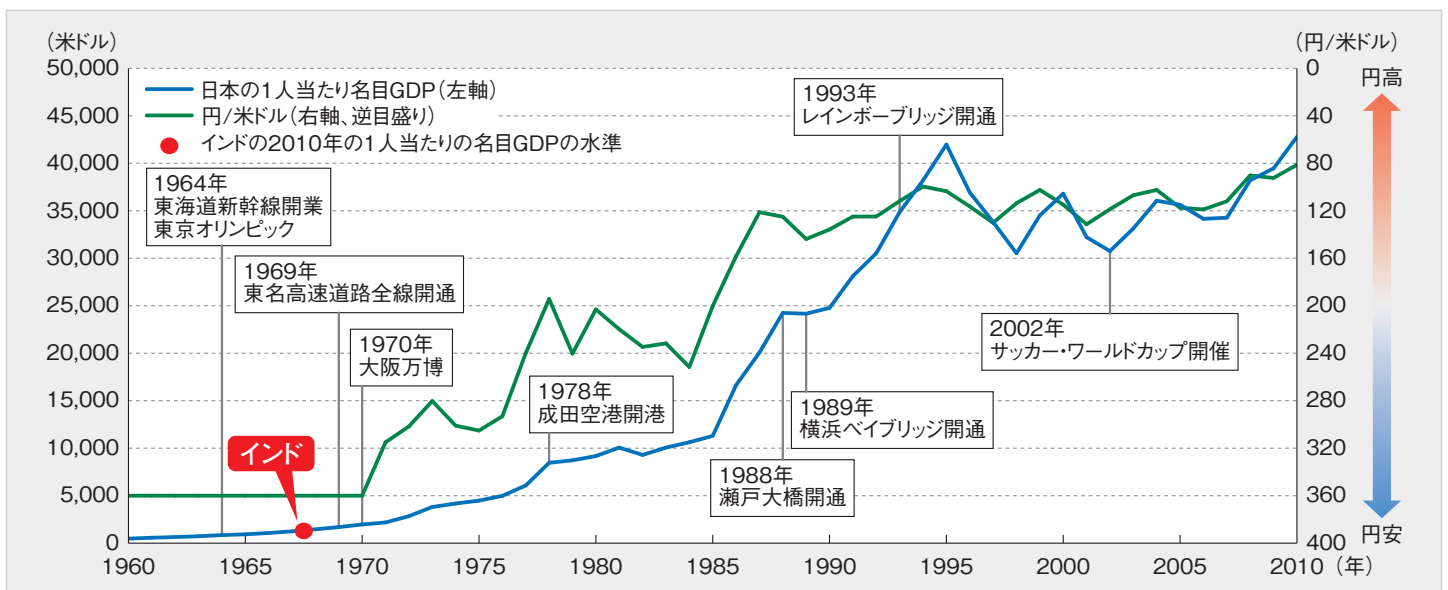
(出所)ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

## (ご参考)日本の1人当たり名目GDPと為替レートの推移

日本の1人当たり名目GDPは、概ね増加傾向で推移してきました。その間、日本は数多くの社会基盤(インフラ)整備等を行ってきました。また、日本は経済発展に伴い、通貨価値が上昇してきました。

### 日本の1人当たり名目GDP推移およびインドの水準(2010年)比較と円/米ドルの為替レートの推移

(期間：1960年～2010年)



(注) 上記は、日本の1人当たり名目GDPの推移の上にインドの2010年の数値を示したものです。2010年の数値にはIMFの推定値が含まれています。1970年以前の円/米ドルの為替レートは360円としています。

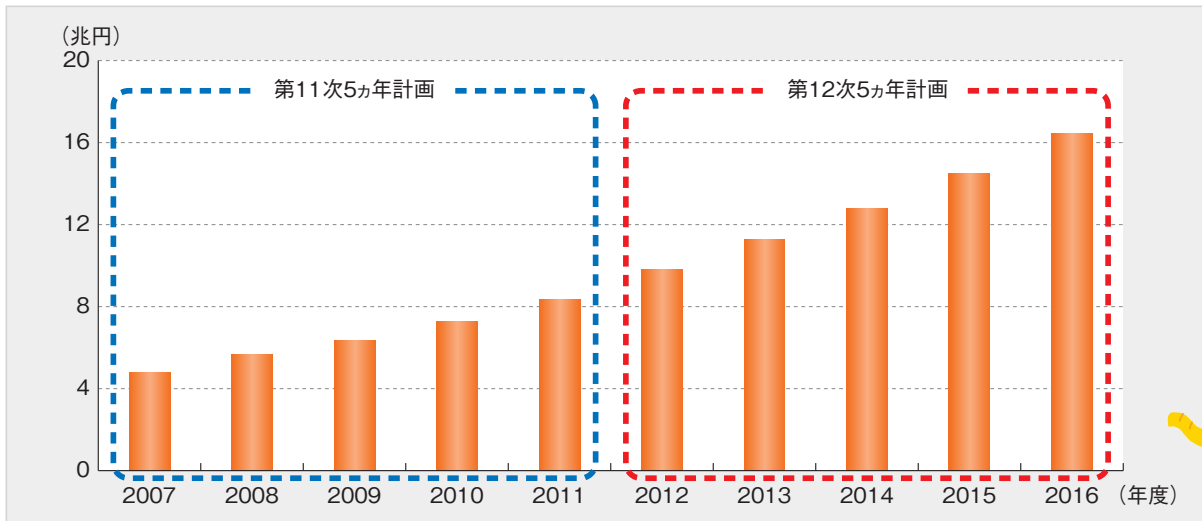
(出所)ブルームバーグデータ、IMF「World Economic Outlook Database, September 2011」等より野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## インドのインフラ投資計画

インドは、政府主導でインフラ投資計画が進められています。第11次5ヵ年計画(2007～2011年度)では合計約32兆円、第12次5ヵ年計画(2012～2016年度)では合計約64兆円のインフラ投資計画となっています。

インドのインフラ投資額の推移  
(期間：2007年度～2016年度)



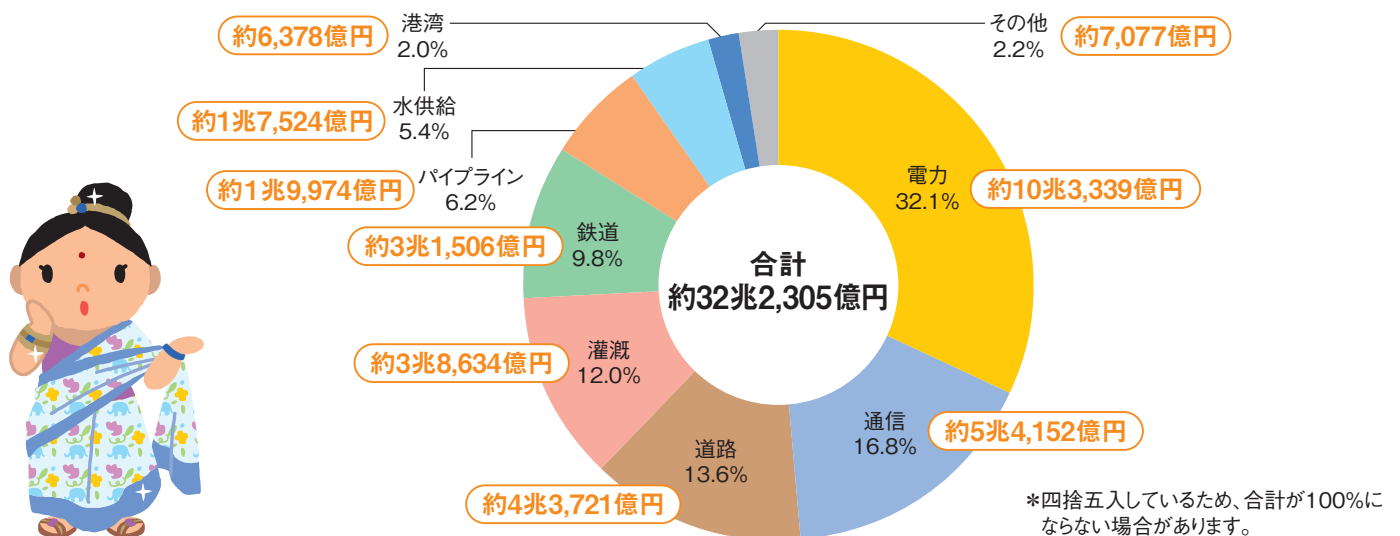
(注)2008年度以降は推定値または計画値。

2011年9月30日現在の為替レート(1インドルピー=1.569円)で円換算。

(出所)インドインフラ委員会「Investment in Infrastructure during The Eleventh Five Year Plan」(2011年1月更新)等より野村アセットマネジメント作成

インドのインフラ投資計画では、主に経済成長持続に不可欠な電力、通信や道路などのインフラ投資が計画されています。インフラ投資額は、2016年度まで増額される計画があり、内需拡大を牽引するものと期待されています。

インドのセクター別インフラ投資計画(第11次5ヵ年計画(2007～2011年度合計))



(注)2011年9月30日現在の為替レート(1インドルピー=1.569円)で円換算。

(出所)インドインフラ委員会「Investment in Infrastructure during The Eleventh Five Year Plan」(2011年1月更新)等より野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

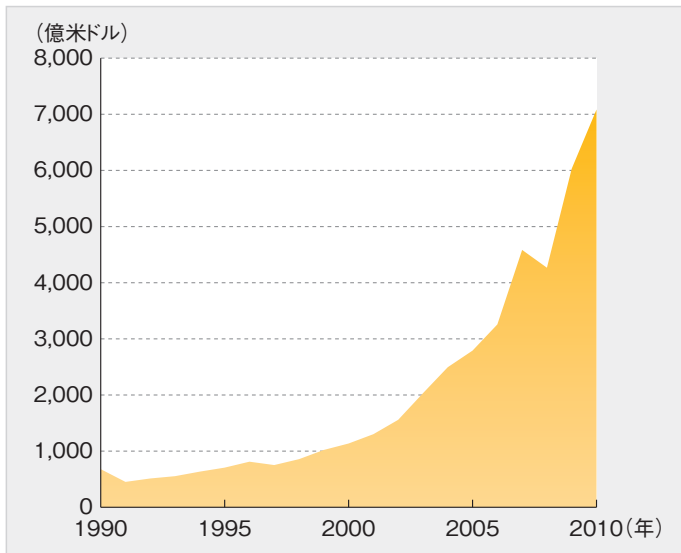


## インドの債券市場

インドの債券市場は拡大してきました。また、インド国債指数は2002年1月から2011年9月までで見ると、概ね堅調に推移しています。

### インド債券の発行残高の推移

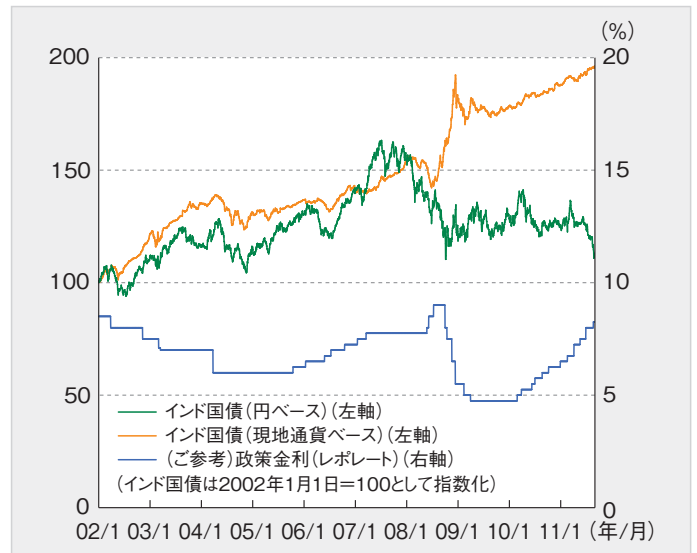
(期間：1990年～2010年)



(出所) 国際決済銀行「BIS Quarterly Review, September 2011」より  
野村アセットマネジメント作成

### インド国債指数の推移

(期間：2002年1月1日～2011年9月30日、日次)



(出所) ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成  
使用した指数については、9ページの「当資料で使用した指数について」をご参照ください。

## インドの為替

### インドルピー (対円レート) の推移

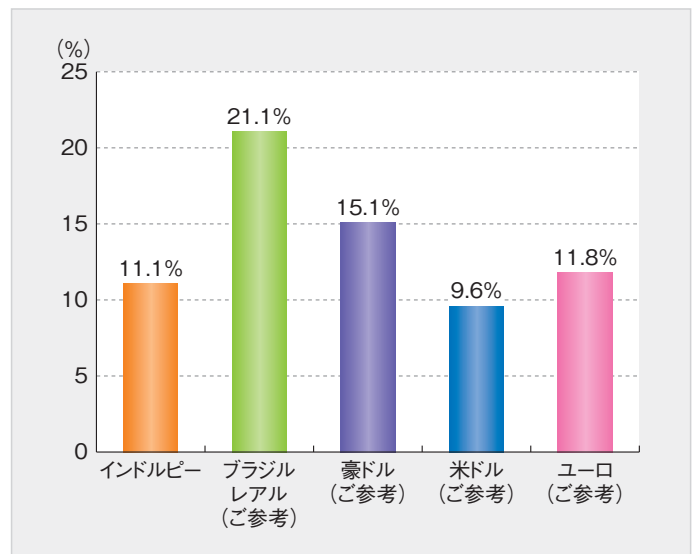
(期間：2001年1月末～2011年9月末、月次)



(出所) ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

### <ご参考>インドルピー (対円レート) の値動きの振れ幅 (年率)

(期間：2001年1月～2011年9月)



(注) 値動きの振れ幅は、月間変化率の標準偏差を年率換算して算出しています。  
(標準偏差とは、平均的な収益率からどの程度値動きが乖離するか、値動きの振れ幅の度合いを示す数値です。)

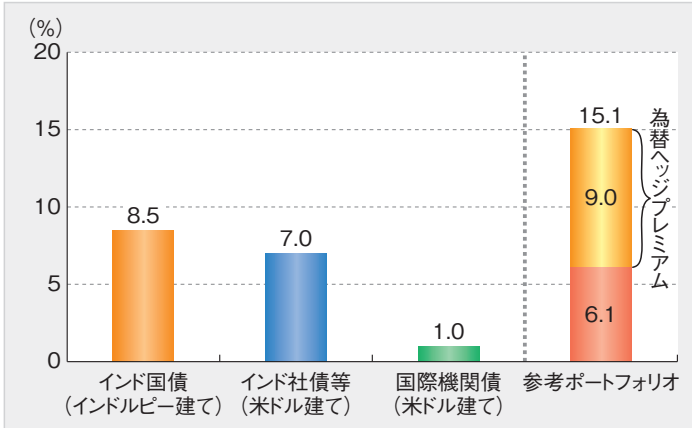
(出所) ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 各債券の利回り

### 各債券の利回り比較(課税前)

(期間: 2011年9月末現在)



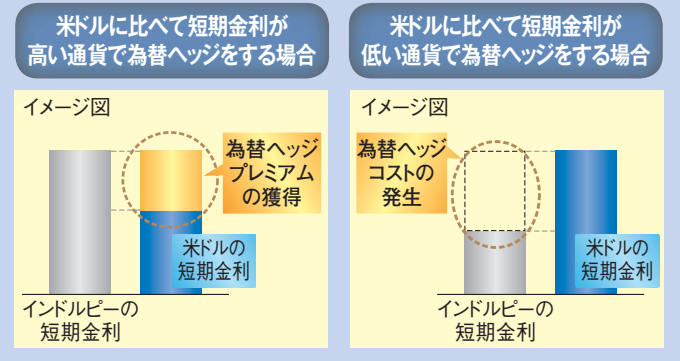
(注) 上記の参考ポートフォリオの利回りは、参考ポートフォリオの利回り(6.1%)に為替ヘッジプレミアム/ヘッジコスト(9.0%)を考慮して算出しています。費用・税金等は考慮しておりません。参考ポートフォリオについては、下記「<ご参考>参考ポートフォリオ(2011年9月末現在)」をご参照ください。  
 (出所) プルームバーグデータ等より野村アセットマネジメント作成  
 使用した指数、金利については、9ページの「当資料で使用した指数について」、「当資料で使用した金利について」をご参照ください。

上記の為替ヘッジプレミアム/ヘッジコストは、あくまで簡便法によるものです。実際の為替ヘッジプレミアム/ヘッジコストの値とは異なります。上記の図表およびグラフは将来の為替ヘッジプレミアムおよび為替ヘッジコストを示唆あるいは保証するものではありません。

インドルピーは、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引で為替ヘッジを行ないます。NDF取引を用いた為替ヘッジでは、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、為替ヘッジプレミアムの減少や為替ヘッジコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

米ドルに対して為替ヘッジを行なう場合、米ドルより短期金利が高い通貨で為替ヘッジをする場合は、為替ヘッジプレミアムが期待できます。逆に、米ドルより短期金利が低い通貨で為替ヘッジをする場合は、為替ヘッジコストが生じます。



## <ご参考>参考ポートフォリオ(2011年9月末現在)

「参考ポートフォリオ」とは、これから運用を開始するファンドのイメージをつかんで頂くための、ファンドが投資対象とする外国投資信託「ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド-クラスINR」の仮のポートフォリオ(約40銘柄)のことです。「参考ポートフォリオ」に関する情報は、2011年9月30日現在の市場環境等に基づいて作成したものであり、売買実行可能性や、売買手数料、税金等の諸費用は考慮していません。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。債券種別配分比率、格付別配分比率、通貨別配分比率、ポートフォリオ特性値等は、運用担当者の判断、市況動向、ファンドの資金動向等により変わります。  
 \*当面は、「ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド-クラスINR」に主に投資を行ないます。

外国機関投資家がインドの債券市場においてインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、投資ライセンスを取得する必要があることに加え、一部の公社債を除き、投資に先立って投資可能枠の取得が必要とされます。「インド現地通貨建債券マザーファンド」は、インドルピー建ての公社債を主要投資対象としますので、上記理由により、組み入れには時間を要します。その場合、当面は、短期金融商品等への投資が中心となります。詳しくは9ページの「追加的記載事項」をご参照ください。

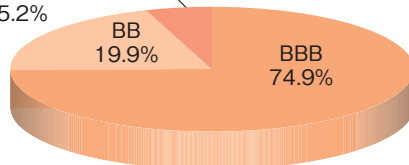
### 債券種別配分比率

国際機関債・政府機関債等(含む公営企業等)  
12.6%



### 格付別配分比率

AAA 5.2%  
BB 19.9%  
BBB 74.9%



・格付はS&P社、ムーディーズ社のいずれかの格付機関の高い方の格付によります。

### 通貨別配分比率

インドルピー\*  
100%



※インド関連の発行体が発行する米ドル建ての公社債等に投資を行ないます。上記比率は為替予約取引等を含めた実質的な比率です。

### ポートフォリオ特性値

平均最終利回り	6.1%
デュレーション	4.7年

・ポートフォリオ特性値は、組入債券の各特性値(平均最終利回り、デュレーション)を、その組入比率で加重平均したものです。  
 ・デュレーションは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

- **債券価格変動リスク：**  
債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
- **為替変動リスク：**  
ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドの通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

————— 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。 —————

### 《その他の留意点》

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資を行なうインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受けやすくなる可能性があります。
- 上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、インドルピー建ての公社債等に投資を行いますが、投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得に時間を要するため、当初設定から当面はファンドにおけるインドルピー建ての公社債への実質的な投資比率はゼロとなることが想定されます。(インドルピー建ての公社債を主要投資対象とする投資信託証券においては、当面は、短期金融商品等への投資が中心となります。)また、インドルピー建ての公社債への投資を開始した後も、ファンドの資金動向、市況動向等によっては、インドルピー建ての公社債への実質的な投資比率が引き下がる場合や、運用会社の判断で投資比率を引き下げる、あるいはゼロとする場合があります。
- ※これらの記載は、平成23年10月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、今後変更となる場合があります。なお、インドルピー建ての公社債への投資に関する留意点は、後述の追加的記載事項で、ご確認ください。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、ファンドが投資対象とする投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。
- 投資を行なう外国投資信託において、為替取引により、買い建てを行なうインドルピーは、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF<sup>®</sup>(ノン・デリバラブル・フォワード)を用います。NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
- ※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

### 追加的記載事項

- **インドルピー建ての公社債への投資に関する留意点**
- インドでは、外国人投資家がインドルピー建ての公社債に投資を行なう場合、FII(Foreign Institutional Investors)と呼ばれる投資ライセンスをインド当局に対して申請する必要があり、通常、当該ライセンスの取得には数ヶ月を要します。また、ライセンス取得後に、実際にインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、一部の銘柄を除き、不定期に行なわれる入札等による投資枠の取得が必要です。このような銘柄に投資を行なう場合、入札等の状況によっては、投資枠を取得できない、あるいは想定より少ない枠しか取得できない場合があります。また、入札等には最小入札額と最大入札額が決められているため、入札等を行なうファンドの残高状況によっては、入札等を行なえない、あるいは想定より少ない枠しか取得できない場合があります。なお、投資枠取得のための入札等にかかる費用等は、インドルピー建ての公社債に投資を行なうファンドにおいて負担します。
- インド国内で取引されるインドの公社債は、保有期間・銘柄によって異なる料率のキャピタル・ゲイン税が売却した際に課税されます。ファンドは、投資判断に基づき、または換金などによる大量の資金流出に伴い、ファンドが保有する適用税率の高い公社債を売却する場合があります。
- インドにおける税金の取り扱いについては、インドの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。
- インドルピー建て公社債への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から一社を指名する必要があり、当該税務アドバイザーの指示に従って納税を行ないます。
- 日本の契約型投資信託からのインドルピー建て公社債への投資にあたっては、税の取扱いに関して、税務アドバイザーによって見解が異なる部分があります。
- 当ファンドでは、受託会社が指名した税務アドバイザーの指示により、税の取扱いを行ないます。
- ※これらの記載は、平成23年10月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、インドの関係法令や税率等は今後変更になる場合があります。また、それに伴い、前述の投資リスクや上記留意点に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

#### 当資料で使用した指数について

・インド国債(円ベース)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード(インド)(円ベース) ・インド国債(現地通貨ベース)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード(インド)(現地通貨ベース) ・インド社債等：JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(インド) ・国際機関債：パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(国際機関)

#### 当資料で使用した指数の著作権等について

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード(JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets Broad)は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している現地通貨建ての新興国の国債等を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。 ・JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス(JP Morgan Asia Credit Index)は、J.P. Morgan Securities Inc.が公表している米ドル建てのアジアの社債等を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。 ・パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・グループの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

#### 当資料で使用した金利について

・米ドル：1ヵ月LIBOR(ロンドン・インターバンク・オファードレート=ロンドン銀行間貸し手金利) ・インドルピー：NSEインターバンク1ヵ月オファードレート

## 分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

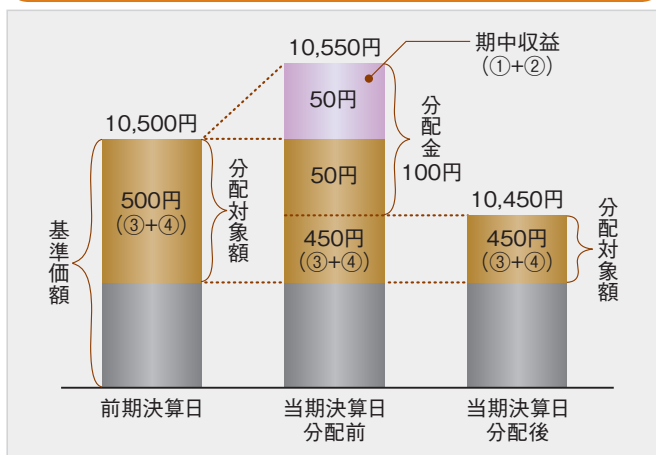


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

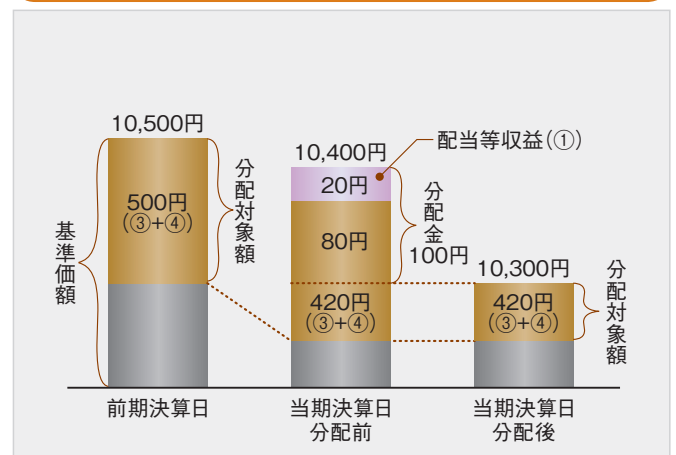
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

### 前期決算から基準価額が上昇した場合



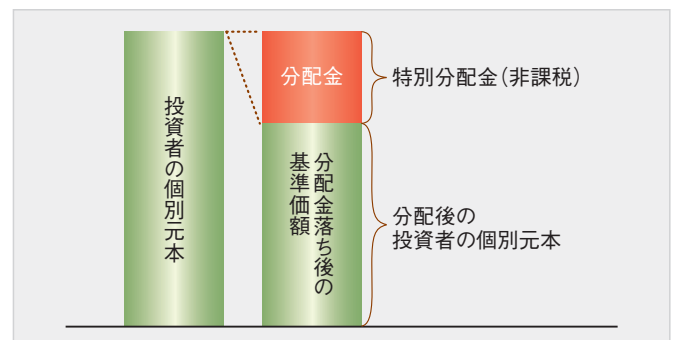
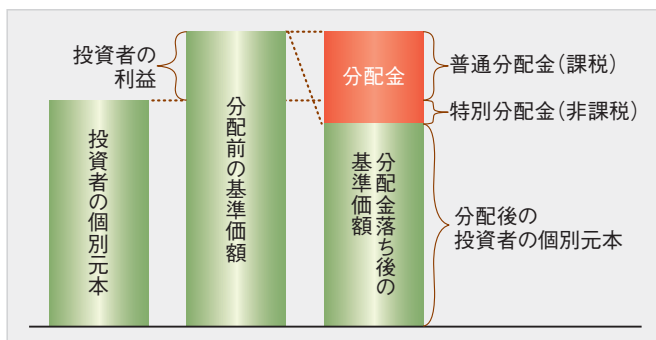
### 前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

◇普通分配金…分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

◇特別分配金…分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となります。



※投資者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。  
(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目録見書)記載の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## お申込みメモ

● 信託期間	平成33年11月15日まで(平成23年11月30日設定)	
● 決算日および収益分配	年12回の毎決算時(原則、毎月13日(休業日の場合は翌営業日))に、分配の方針に基づき分配します。 * 初回決算日は、平成24年1月13日となります。	
ご購入時	<当初申込期間(平成23年11月21日～平成23年11月29日)>	
	● ご購入価額	1万口=1万円
	* ご購入代金は平成23年11月29日までに販売会社にお支払いいただきます。	
	<設定日(平成23年11月30日)以降>	
	● ご購入価額	ご購入申込日の翌営業日の基準価額
● ご購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。	
● ご購入単位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または、1万円以上1円単位	
* 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。		
ご換金時	● ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	● ご換金代金	原則、ご換金申込日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
	● ご換金制限	1日1件5億円を超えるご換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
その他	● お申込不可日	販売会社の営業日であっても、お申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。 ・ムンバイの銀行 ・シンガポールの銀行 ・ニューヨークの銀行 ・ルクセンブルグの銀行 ・ボンベイ証券取引所 ・インドのナショナル証券取引所
	課税関係	個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。

※お申込みの際には投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

## 当ファンドに係る費用

(2011年11月現在)

● ご購入時手数料	ご購入価額に <b>3.15%(税抜3.0%)以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
● 運用管理費用(信託報酬)	ファンドの保有期間中に、期間に応じてかかります。 ● 純資産総額に年1.512%(税抜年1.44%)の率を乗じて得た額 ● 実質的にご負担いただく信託報酬率(信託報酬に、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた概算値) <b>年1.512%～年1.672%程度(税込)</b> ※ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、平成23年11月4日現在で想定されるものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。
● その他の費用・手数料	ファンドの保有期間中に、その都度かかります。(運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。) ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・インドルビー建て公社債投資枠の入札等に要する費用 ・ファンドに関する租税、監査費用 等
● 信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額

**上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。**

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

### お申込みに際してのご留意事項

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。● ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。● 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止を含みます。)等、その他やむを得ない事情があるときは、ご購入、ご換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けたご購入、ご換金の各お申込みの受付を取消することがあります。また、実質的な投資対象国の市場の流動性等を勘案し、ご購入のお申込みの受付を制限することがあります。● 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。● 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。● お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

### 当資料について

- 当資料は、ファンドのご紹介を目的として野村アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等は、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先  
**野村アセットマネジメント株式会社**

★サポートダイヤル★ ☎ 0120-753104

(受付時間) 営業日の午前9時～午後5時



★インターネットホームページ★ <http://www.nomura-am.co.jp/>  
★携帯サイト★ <http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

〈委託会社〉 **野村アセットマネジメント株式会社**  
[ファンドの運用の指図を行なう者]

〈受託会社〉 **野村信託銀行株式会社**  
[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]